

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正し、次（俸給の特別調整額）の一部を改正する。

平成三十一年四月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一七―一六〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後				改正前			
別表第一（第一条関係）				別表第一（第一条関係）			
一〇四（略）				一〇四（略）			
五 宮内庁				五 宮内庁			
組	織	官	職	組	織	官	職
			区				区
			分				分

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

附 則

六〇四十一 (略)	内部部局		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	二種	(略)
六〇四十一 (略)	内部部局		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	二種	(略)